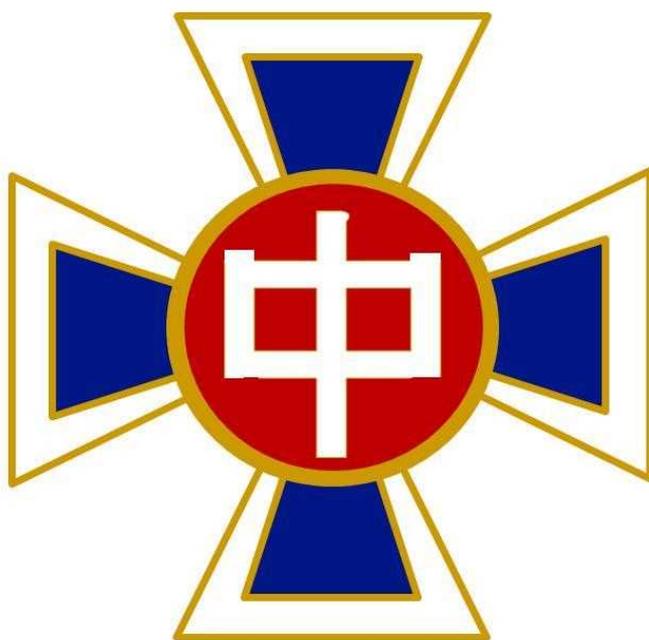


令和5年度

観音寺市立中部中学校 生徒のしおり



校訓

誠実
自律
協同

年 組 番 氏名

生徒会規約

第1章 名称

第1条 この会は、観音寺市立中部中学校生徒会という。

第2章 目的

第2条 この会は、生徒会員の自主的な活動により、学校の教育方針にそい、相互に協力してよい校風をつくり、楽しく明るい学校生活の向上をはかることを目的とする。

第3章 会員

第3条 この会は、本校生徒全員が会員となる。

第4章 顧問

第4条 この会は、本校職員を顧問としてその指導を受ける。

第5章 活動

第5条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 全校生徒の自治
- (2) 学芸の振興
- (3) 学校生活マナーの向上
- (4) 保健体育の振興
- (5) 厚生福祉
- (6) 校内の美化
- (7) 交通安全
- (8) 広報活動
- (9) 校外における生徒活動
- (10) その他必要な活動

第6条 この会の活動については、学校長に報告し、その承認を得なければならない。

第6章 役員

第7条 この会に次の役員をおく。

- 会長 1名
- 副会長 2名
- 書記 3名
- 会計 3名

※書記、会計の内1名は必ず1年生とする。

第8条 役員は毎年10月、全校生徒により公選し、その任期は1か年とする。ただし、再選を妨げない。

第7章 役員の仕事

第9条 この会の役員の仕事は、次のとおりである。

- (1) 会長は、この会を代表し、いっさいの仕事を遂行する。
- (2) 副会長は、会長を助け、会長支障あるときは、その代理を務める。
- (3) 書記は、生徒総会・全校生徒評議会・役員会等の議事を記録し、書類を保管する。
- (4) 会計は、すべての収支を正確に記録し、金銭を出納する。

第8章 会議

第10条 この会を分けて次の諸会合とし、決定事項は会長に報告するものとする。

- (1) 学級会
- (2) 全校生徒評議会
- (3) 役員会
- (4) 生徒総会
- (5) 部活動協議会
- (6) 各部委員会
- (7) 特別委員会
- (8) 自治会別生徒会
- (9) 学級委員長会

第11条 学級会

この会は、学級生徒全員で構成し、学級担任の指導のもとに必要に応じて随時開くことができ、学級に関係のある問題を協議する。

第12条 全校生徒評議会

- (1) この会は、各学級の学級委員長、及び生徒会役員、並びに各部委員長で構成し、月1回開くことを原則とする。
- (2) 評議員の任期は半年間とし、その期間のはじめに各学級で公選する。ただし、再選を妨げない。
- (3) 評議員は、この会に提出された諸議事を慎重に討議し、その結果を自己の学級生徒に報告するとともに、諸任務を行わなければならない。

第13条 役員会

この会は、生徒会役員及び各部委員長で構成し、会の運営、推進にあたる。

第14条 生徒総会

- (1) 毎年1回開くことを原則とする。ただし、必要ある場合は、生徒会長並びに全校生徒評議会、あるいは会員の3分の1以上の請求により、臨時に総会を開くことができる。
- (2) 最高の議決機関は生徒総会であり、規約改正、予算の承認、その他重要事項を決める。

第15条 部活動協議会

部活動運営のため、各部より選出された部長をもって部活動協議会を設ける。

第16条 各部委員会

- (1) この委員会は、役員会の下にあってそれぞれ学級の委員で構成し、諸活動を分担して生徒会活動の推進にあたる。
- (2) 各部委員長は、各委員会で指名する。各部委員、及び各部委員長の任期は半年間とする。ただし、再任は妨げない。
- (3) 各部委員会は次のとおりとし、その任務については別に定める。
規律・保健・交通・美化・図書・給食
- (4) 各部委員会はその任務を行うために随時会合を開くとともに、学級から選出された委員によって構成される委員会を原則毎月開く。

第17条 特別委員会

この会は、会務遂行上特に必要と認めた場合に、全校評議会の承認を得て臨時に構成する。

第18条 自治会別生徒会

この会は、各自治会生徒全員で組織し必要に応じて自治会長が招集し、自治会生活全般について重要事項を話し合う。

第19条 学級委員長会

この会は、学級及び学年間の連絡、緊密化をはかり、学級・学年の諸問題を協議するため毎月1回以上開く。

第9章 議 決

第20条 この会の議決は特別の定めのある場合を除いては、構成人員の4分の3以上の出席があり、その過半数の賛成者があるときに成立する。
可否同数のときは議長が決める。

第10章 会 計

第21条 この会の会計は、会費及び寄付金でまかなうことにする。会費は月額150円とする。

第22条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11章 規約改正

第23条 この会の規約改正は、全校生と評議会の議決の上、生徒総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

付則 この会は、昭和47年4月1日より実施する。

令和4年2月1日一部改訂
令和5年2月9日一部改訂

〔各部署委員会のしごと〕

◎規律委員会

- ・服装や頭髪の検査
- ・チャイム着席や授業規律の呼びかけ
- ・教室の管理と施錠
- ・出欠黒板の記入
- ・学級出欠チェック表の管理

◎保健委員会

- ・健康観察表の配布と回収
- ・生活点検と調査
- ・疾病予防やけがの防止に関する啓発活動
- ・机、いすの調整協力
- ・教室の換気協力
- ・手洗い場の清掃と石けん液の補充

◎美化委員会

- ・清掃道具の点検・補充
- ・清掃チェックカードの管理
- ・学級の中心となり率先しての清掃
- ・校内の環境美化に関する啓発活動

◎交通委員会

- ・交通安全の呼びかけ（交通三則）
- ・自転車置き場の整理整頓、調査、呼びかけ
- ・自転車の整備の呼びかけ

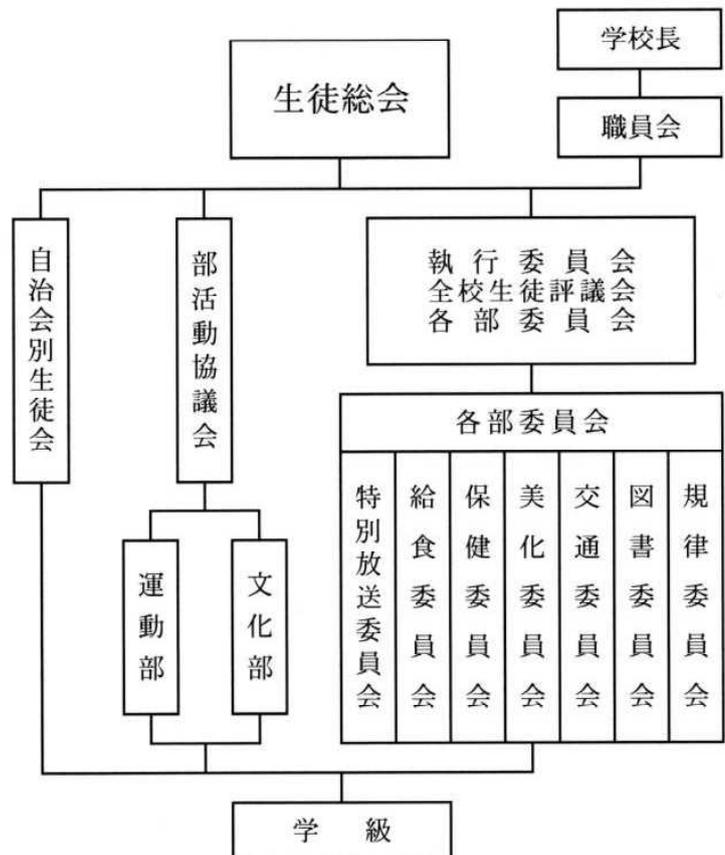
◎図書委員会

- ・新刊図書並びに良書の紹介
- ・読書調査
- ・図書室の運営
- ・学級文庫の管理
- ・図書の保全
- ・図書の利用計画

◎給食委員会

- ・給食時の指導
- ・配膳の世話
- ・配膳室の片づけ、清掃

生徒会組織図



生徒会役員選挙規定

第1条 選挙権は、本校に在籍する者に限り有する。

第2条 被選挙権は、本校に在籍する（1・2年生）に限り有する。

第3条 選挙人名簿は、告示日の本校生徒出席簿とする。

第4条 選出する役員はつぎのとおりとする。

生徒会長 1名

生徒副会長 2名

書記 3名

会計 3名

※書記、会計の内1名は必ず1年生とする。

第5条 告示は、投票日より30日前とし、立候補の締め切りは、投票日の2週間前の午後4時とする。立候補者の受付は、本校生徒会室の選挙管理委員長がこれにあたる。

第6条 投票日は、各年度の10月とする。第7条 投票所は、各ホームルームとする。

第8条 投票方法は、正規の各投票用紙に記入する。

なお投票管理者には各組の委員長があたる。

第9条 開票方法は、投票終了後ただちに生徒会室で選挙管理委員が行い、本校職員が立ち会う。

第10条 当選の規定は、各最高得票者から順に当選者を決定し、学校長が任命する。信任投票の場合は、過半数を必要とし、過半数に達しない場合は再選挙を行う。なお、同点の場合は、抽選で決定する。

第11条 当落の発表は、開票結果判明次第発表する。

第12条 選挙運動は次のとおりとする。

(1) 言論による運動を主体とし、個人演説会は昼食時、立会演説会は投票日に行う。

(2) 文書による選挙運動は、各候補3枚のポスター掲示および選挙広報で行う。

(3) 下記の運動は禁止する。

① 授業中の運動

② 立候補届け前の運動

③ 校外の運動

④ 威圧的な運動行為

第13条 選挙妨害については、厳重に取り締まる。

第14条 役員の欠けた場合は、次点の者が役員となる。したがって、補欠選挙は行わない。

第15条 選挙管理委員会の構成は下記のとおりとする。

(1) 委員の選出は、全校生徒評議会において選出する。

(2) 委員会の構成は、9名とする。

(3) 委員会は、委員長1名をおく。

(4) 委員長は、委員の互選による。

(5) 委員は、あらゆる選挙運動をすることができない。

付則 生徒会役員選挙の細則は、そのつど選挙管理委員会で決定する。

生徒心得

中部中学校の生徒として自覚と誇りを持ち、楽しい学校生活や家庭生活を送りましょう。

【重点5項目】

- 法令に違反しないこと
 - ・法令に違反しないことは、安全で安心な学校生活を送るためには欠くことができないルールである。
- 人権を傷つけないこと
 - ・他の人権を傷つけないことは、明るく楽しく安心して学校生活を過ごすために欠かすことのできないルールである。
- 授業妨害をしないこと
 - ・学校生活の基本は授業である。授業妨害をなくすことは、充実した学校生活を送るために欠くことのできないルールである。
- 公共物を大切にすること
 - ・本校にある施設・設備・教材等は公共物であり、大切に使う必要がある。快適で安全な学校生活を送るために欠くことのできないルールである。
- 地域に迷惑をかけないこと
 - ・地域から親しまれ、地域社会の一員としてのマナーを守ることは、信頼される学校となるために欠くことのできないルールである。

1 学校生活

おたがいに気持ちのよい1日を過ごすため次のことを守りましょう。

- (1) 始業5分前までには登校しましょう。
- (2) 登校後は無断で校外へ出ない。やむを得ず出るときには先生に届け出ましょう。
- (3) 教室の出入りは、静かにしましょう。廊下や階段は、静かに右側を歩きましょう。
- (4) 授業開始までに準備を整え席に着いて静かに先生を待ちましょう。
- (5) 授業中は、私語やよそ見をせず、真剣に勉強しましょう。
- (6) 遅刻、早退のときには、必ず担任の先生に（先生のいないときは、副担任の先生）届けましょう。欠席の場合は、口頭又は電話で始業までに直接保護者が担任の先生に届け出ましょう。
- (7) 学校内、生徒間において物品売買、金銭貸借をしてはいけません。
- (8) 下校時刻を守りましょう。下校時刻は午後4時30分です。なお、部活動終了時刻はその都度学校で指定します。（P8参照）
- (9) 緊急避難（火災、地震、暴風雨等）のときは、先生の指示に従い、整然としかも敏速に行動しましょう。
- (10) 礼儀
 - ① 登下校のときは、先生や友だちにあいさつをしましょう。
 - ② 来訪者に会ったときは、会釈をしましょう。
 - ③ 校長室、職員室、事務室等に入るときは、礼儀正しくしましょう。
 - ④ ことばづかいは正しくしましょう。
 - ⑤ お互いに人格を尊重して、明るい気持ちで応対しましょう。
 - ⑥ 男女の交際は、お互いの人格を尊んで礼儀正しくしましょう。
 - ⑦ みだりに他の学級の教室へ入ってはいけません。

2 服装

※ 服装は心のあらわれです。清潔な服装を心がけましょう。

(1) 冬服

【頭髪】

- 前髪…まゆ程度。たれてくる場合は、必要最小限の黒色のピンでとめる。
- 後髪…服のえりにかからない程度。かかる場合はヘルメットがかぶれる高さでゴム（黒・紺・茶色）で2つ以内にくくる。（三つ編み可）

〈禁止〉染色・脱色、整髪料の使用

【標準型学生服】

- 制服の中の着衣の色は、白・黒・紺などの派手でないもの
- 従来のえりカラー・万年カラーのどちらかをつける。
- ボタンは中学生用をつける。



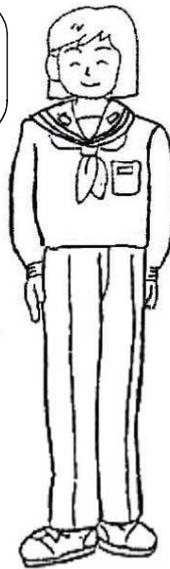
(右襟) 学級章
(左襟) 役員章
(左胸) 名札

【ベルト】

- 色は、黒色または茶色で派手でないもの

【ズボン】

- ノータック・ストレート型



【セーラー服

(胸あて付)】

- 制服の中の着衣の色は、白・黒・紺などの派手でないもの
- ネクタイは、エンジ色
 - ・ナイロンタフタ
 - ・後ろで結ばずに、前に落ちないように結ぶ。

【スカート】

- 色は、紺色に限る。
- 帯付き
- スカートの丈は、ひざがかくれる程度

【ソックス】

- 白色・黒色・紺色 ○ワンポイントまで

【靴】

- 白色（ひも、ロゴを含む）の運動靴

【防寒着】

- ウィンドブレーカーは学校指定のものまたは部活動でそろえているもの
- タイツ・ストッキングはベージュまたは黒色

(2) 夏服

【頭髪】 冬服と同じ

【半袖開襟シャツ】

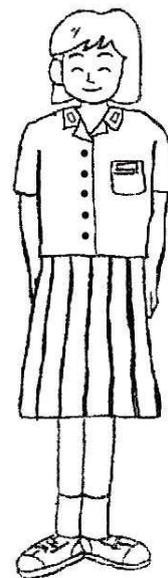
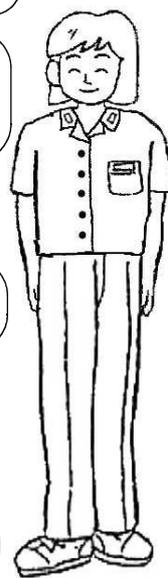
- 制服の中の着衣は、白・黒・紺・灰色のもの（ワンポイントまで）
- または体操服
- 上衣のすそは、ズボンから出す。



(右襟) 学級章
(左襟) 役員章
(左胸) 名札

【ベルト・ズボン】
冬服と同じ

【ソックス・靴】
冬服と同じ



【半袖開襟シャツ】

- 制服の中の着衣は、白・黒・紺・灰色のもの（ワンポイントまで）
- または体操服

【スカート】 冬服と同じ

※ 長袖シャツの着用も可

更衣準備期間はありません。

3 防寒着等

- (1) 着用期間 11月～3月（修了式）
- (2) 着用を許可するもの
 - ① 学校指定のウインドブレーカー（兄や姉が使っていた物も可）
 - ② 防寒用手袋（派手でなくハンドルがしっかり握れるもの）
 - ③ ネックウォーマー
（紺・黒・グレー等を基調とした派手でないもの。スヌード、マフラーは許可しない。）
 - ④ 女子のストッキング（肌色・黒色に限る。運動で使用するスパッツ等は不可）
- (3) その他
 - 防寒着は校舎内では原則着用しない。（女子のストッキング・タイツは可。）
 - 寒いときは中着で調節する。中着は色柄や型が派手でないものを着用し、パーカー等フード付きのものやハイネックは制服の下には着ない。
 - リップクリーム（無色）等の使用が必要なときは、時と場所に配慮して使用する。カイロの所持については、ポケットから出さないこととする。
 - 体育の授業および部活動においては、教科担任や各部の顧問の指示にもとづいて使用する。

4 所持品

- (1) 学習に必要なものを忘れずに持参し、それ以外のものは持ってこないようにしましょう。
- (2) 必要やむを得ずお金を持ってきた時は先生に預けましょう。
- (3) 通学用カバンと学校指定のバッグを使用しましょう。カバンには、ステッカーやワッペン、シール、キーホルダーなどはつけないようにしましょう。

5 保健室の利用について

- (1) 担任の先生や学年の先生に言って「保健室連絡カード」をもらってから来ましょう。
- (2) できるだけ休み時間に利用しましょう。
- (3) 保健室での休養は、原則1時間までです。
- (4) 休んでいる人がいます。マナーを守って静かに利用しましょう。

体育館武道場使用規定

本校生徒一般使用規定

- 1 体育館
 - (1) 土足禁止。
 - (2) 体育館シューズは規定のもので館内フローアでのみ使用する。
 - (3) 体育館内では、静粛にすること。
 - (4) 施設・用具の使用は、体育教師の許可をうけること。使用後は後始末をきちんとする。
 - (5) 体育用具・施設等を破損したときは、速やかに届け出ること。
 - (6) 体育館での部活動、学級会活動等は教師不在のときは使用できない。
 - (7) 電気使用の場合は、教師の許可を得ること。
- 2 武道場
 - (1) 武道場については体育館に準ずる。

部活動規則

- 1 部活動は顧問教師の指導のもとにおいて実施する。
- 2 土日曜、祝日及び春、夏、冬の休業中の活動は顧問教師不在の場合は禁止する。
- 3 活動等は次の事項を守ること。
 - (1) 練習時間の厳守（下記の時刻に校門を出ること）

4月～7月	午後6時00分まで
9月	6時00分まで
10月	5時30分まで
11、12、1月	5時00分まで
2月	5時30分まで
3月	6時00分まで
 - ※大会前の延長練習および早朝練習については、保護者の許可を得た者が、学校長の承認を得てすることができる。ただし、学習に支障のない程度にとどめること。
 - (2) 用具、器具、練習場、部室のあと始末と清潔整頓に注意する。
- 4 運動部については、次の事項を守ること。
 - (1) 決められた正しい服装を着用し、用具や練習場の整備点検を行い、特に安全に注意する。
 - (2) 体育館使用については、一般使用規定を遵守する。
 - (3) 体育館フローア使用時間割り当ては、別に定める。
- 5 その他
部活動実施の細目規定については別に定める。

部室使用の心得

- 1 部室の使用は、その部の部員に限る。
- 2 部室は、部の練習時の更衣、用具の置き場等でのみ使用すること。
- 3 部練習時間以外の使用は、いっさい禁止する。
- 4 体育時間の更衣に部室を使用してはいけない。
- 5 部室並びにその付近は、常に清潔にし、よく整頓しておくこと。
- 6 器物・用具等をたいせつに取り扱うこと。（破損した場合は弁償させることもある。）
- 7 部室の戸締まりは毎日きちんとしておくこと。
- 8 部室のかぎは毎日所定の位置に必ず保管しておくこと。

図書館の心得

- 1 学校には、図書館があります。
- 2 図書館の図書は、ニホン十進分類法で次のように分類されています。

000 一般・辞典	100 哲学・宗教
200 歴史・地理	300 社会・文化
400 数学・理科	500 工業・家庭
600 産業・農業	700 芸術・スポーツ
800 ことば・英語	900 文学・物語
- 3 図書は自由に借りられます。しかしその場合は、係の人の指示や図書館でのきまりに従って、勉強に十分役立ててください。

学校図書館のきまり

- 1 館内閲覧（係の先生がいるとき）
書架より自由に本を選び、館内で読書する。読み終わった本は、もとの位置に返しておく。
- 2 館外貸出
 - (1) 借りた日より1週間（夏休み中の貸出については、事前に指示する。）
1人2冊までを原則とする。
 - (2) 書架より本を選び、貸し出しカードに所定事項を記入し、図書委員に渡す。
 - (3) 返却の際は、図書委員に本を返し、貸し出しカードに返却印をもらう。
- 3 特別貸出
調査研究のため特別に長時間借りるときは図書係の先生に相談する。
- 4 図書館利用の心得
 - (1) 静かに読書し、他人に迷惑をかけない。
 - (2) 本は大切に取り扱い、本を投げたり落としたり、破ったりしない。また、本に落書きをしたり、切り取ったり、読みかけのページを折ったりしない。
 - (3) 本を紛失したり破損したりしたときは、必ず申し出る。
 - (4) 室内をちらかさないように、あと始末をきちんとしておく。
 - (5) 図書館利用のときは、係や担当の先生の指示を素直に守る。

自転車の安全な乗り方

自転車に乗るときは、次のことがらをよく守って絶対に交通事故をおこさないようにしよう。

＜中部中生 交通ルール＞

- 1 細道から広い道路に出る時など、危険な場所では必ず一旦停止をする。
- 2 左側を一列で通行する。
- 3 ヘルメットを完全に着用する。（あごひもはゆるんでいないか。）
- 4 夕方や夜間はライトをつける。
- 5 自転車の改造はしない。整備不良の自転車は整備し終えて使用する。
- 6 信号をきちんと守る。
- 7 登下校では通学路をいつも通る。
- 8 国道11号線を横切るときは、必ず信号機のある交差点を通る。

※ 違反を繰り返す生徒や、悪質な違反をした生徒には、一定期間自転車通学を禁止することがあります。

その他の注意事項

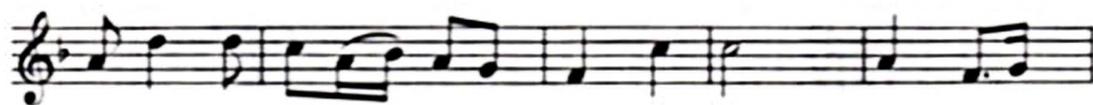
- 1 自転車は、中部中学校通学用自転車の規定に沿ったものとし、必ずステッカーを貼ること。
- 2 雨天の場合は、カッパを着用すること。
- 3 自転車置場では、整理整頓すること。
- 4 事故が起きた場合は、警察、学校にすみやかに連絡すること。

校 歌

協 太一 作詞
森 義八郎 作曲



さぬきの そら に なみうち て むらさき



にお う やま ー なみ を あ お ぐ き ぼ



う の ま ゆ わ か ー く ー し ん



り を も と ー め ー ひ ー と ー す ー じ ー



に ー す す む は わ れ ら か ん お ん じ



ち ゅ う ぶ ち ゅ う が く ひ か り あ り ー

一、 讃岐の空に 波打ちて

紫におう 山なみを

あおぐ希望の まゆ若く

真理を求め 一すじに

進むはわれら 観音寺

中部中学 光あり

二、 潮満ちかおる ひうち灘

清きに誠 みがきつつ

命きたえて 健やかに

力を合せ 友愛の

花咲くわれら 観音寺

中部中学 栄あり

三、 三豊の沃野 風澄みて

自律の鐘が 鳴り渡る

窓に文化を 開きつつ

祖国のあすを ふるさとを

担うはわれら 観音寺

中部中学 使命あり

中部中学校40周年記念

イメージキャラクター

